

2020年度 施策マネジメントシート (2019年度目標達成度評価)

政策体系	政策No.	002	くらし（みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり）	施策幹事課	環境衛生課				
	施策No.	002	地球にやさしい循環型社会の形成	施策幹事課長名	楠元 聡				
施策関係課名	地域政策課、市民活動推進課、農政畜産課、林務水産課								
1 基本計画期間 （2018年度～2022年度）における施策の方針									
4R活動の普及啓発により、ごみの減量化を推進するとともに、不法投棄の防止やごみ処理施設の安定的な運営等により、廃棄物の適正な処理を推進します。 また、市民及び事業者等に、更なる省エネ活動の実践や再生可能エネルギーの利用を促し、低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着を目指します。									
2 施策の成果把握									
		◎目標達成（100%以上）		△目標を未達成（100%未満）					
①成果指標（意図の達成度を示す指標）		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の方向性
A	日頃からごみを減らすようにしている市民の割合	%	成り行き値	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	更なる増加を目指します
			目標値	80.0	81.2	82.5	83.7	85.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	市民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量	g/人日	成り行き値	633.0	633.0	633.0	633.0	633.0	更なる減少を目指します
			目標値	630.0	625.0	624.0	622.0	620.0	
			実績値	629.0	630.9				
			達成率	100.1%	99.0%				
			結果	◎	△				
C	リサイクル率	%	成り行き値	18.1	17.6	17.5	17.5	17.4	更なる増加を目指します
			目標値	19.5	19.5	20.0	20.5	21.0	
			実績値	17.6	16.6				
			達成率	90.2%	85.1%				
			結果	△	△				
D	再生可能エネルギー導入容量	kW	成り行き値	317,112.0	329,504.0	329,504.0	350,504.0	350,504.0	更なる増加を目指します
			目標値	317,141.0	353,072.0	357,530.0	364,579.0	392,399.0	
			実績値	306,787.0	317,114.0				
			達成率	96.7%	89.8%				
			結果	△	△				
E	市の事務事業に由来する温室効果ガス排出量	t-CO2	成り行き値	42,540.6	42,540.6	42,540.6	42,540.6	42,540.6	更なる減少を目指します
			目標値	41,349.0	40,191.0	39,065.0	37,971.0	36,735.0	
			実績値	44,833.7	42,755.4				
			達成率	91.5%	93.6%				
			結果	△	△				
②成果指標の測定方法（実際にどのように実績を把握するか）				③2022年度目標値設定の考え方					
A 日頃からごみを減らすようにしている市民の割合 ※市民意識調査				「日頃からごみを減らすようにしている市民の割合」については、市民意識調査（平成29年度）によると70.8%となっている。一方、「あまり取り組んでいない市民の割合」が22.5%となっていることから、4Rの普及促進を図ることにより、この割合を改善することを目指し、85%を目標値とする。					
B 市民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量 ※市又は市が処分委託するごみの処理施設に搬入されたごみの量から算出（環境省実施の廃棄物処理事業実態調査）。可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみの合計を人口及び年間日数で除して算出。				2018年度は「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組」を新たに策定し公表した。今後さらなる4Rや生ごみ3キリ運動の実践、食品ロス削減への取組で6B 20g/人日を目指し、85%を目標値とする。					
C リサイクル率 ※資源化量を可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみの合計で除して算出（環境省実施の廃棄物処理事業実態調査）				「リサイクル率」については、2018年度は17.6%であり、全国の平均20.2%を下回っている状況にあることから、県の2022年度目標値である21.0%を目標値とする。					
D 再生可能エネルギー導入容量 ※資源エネルギー庁が公表する実績値（年度末実績値は、翌年度7月末頃に公表されるため、12月末時点の実績を使用）				霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づき、事業計画の届出があったもの、及び事業計画の提出に至っていても、国の導入認定を経て、市が相談を受けている案件等についても加算し、392,399kWを目標値とする。					
E 市の事務事業に由来する温室効果ガス排出量 ※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき報告する数値を使用し、数値はエコオフィスプラン支援システムに各施設の電気やガス使用量、公用車の給油量や走行距離を入力し算出する。				庁舎内の省エネ対策の一層の推進や、市内のごみの発生抑制の取組などにより、温室効果ガス排出量の目標値を第三次霧島市地球温暖化対策実行計画で掲げた対平成25年度比14%減の36,735t-CO2を目標値とする。					
F									

<p>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題（総合計画より）</p> <p>ごみの分別・資源化は、市民に定着しつつありますが、本市のごみの排出量は増加傾向にあり、山林、河川、海岸等への不法投棄は後を絶たない状況です。また、宅地開発やアパート・マンションの新築等に伴うごみ収集所の新設等により、運搬コストも増大する傾向にあります。このような状況を踏まえ、4Rの推進による廃棄物の減量化や、環境美化推進員、環境保全協会との連携による不法投棄の未然防止対策を強化することにより、ごみ処理施設等の負荷軽減を図るとともに、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会を形成していく必要があります。地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、2015（平成27）年にはCOP21において、今後の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ議定書」が採択されました。</p> <p>本市においても、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減目標を掲げ、低公害車の導入支援や植林活動、再生可能エネルギー発電設備の導入促進などの取組を進めていますが、さらに、事業者による温室効果ガス排出削減に向けた取組や、ライフスタイルの見直しなど市民一人ひとりの取組を促進していく必要があります。</p>	
<p>4 施策の現状</p>	
<p>① 2019年度施策の取組方針</p> <p>■「霧島市ごみ減量化・資源化の具体的取組み」を出前講座や研修会等で市民にさらなる公表をし、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行う。</p> <p>■ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のごみステーションの利用を促進する。</p> <p>■一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設の管理運営を適切に行う。</p> <p>■老朽化が進む数根清掃センターの更新を円滑に進める。</p> <p>■再生可能エネルギー発電設備の導入促進については、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づき、適切な指導を行うことにより、本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解も得られるように進める。</p> <p>■二酸化炭素吸収源対策として、造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。</p>	<p>② 2019年度取組方針の達成状況</p> <p>■出前講座（7回）の開催を通じ、「霧島市ごみ減量化・資源化の具体的取組」を始めとした様々な取組への意識を啓発した。</p> <p>■新規集合住宅の事前協議時には、可能な限り既存ごみ収集所の利用を勧め、収集運搬コストの抑制が図られた。</p> <p>■各一般廃棄物処理施設において、安全管理の徹底や適切な維持修繕等が行われ、安全で安定した施設運営が行われた。</p> <p>■新たなごみ処理施設の整備については、基本構想・基本計画の策定、予定地の地質調査、造成設計、生活環境影響評価等を行うなど、計画どおり施設整備を進めた。</p> <p>■霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの対象設備となる1MW以上の太陽光発電設備について、事業者と関係課との協議を行い、関係法令の遵守及び環境等への配慮、防災対策の徹底など、適切な計画、設置及び管理が行われるよう事業者の指導に取り組んだ。</p> <p>■造林補助事業等や森林環境税関係事業を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図った。また、地球温暖化対策の取組を促進するため、森林環境譲与税を活用し、県からCO2吸収量・固定量・排出削減量の認証を受けた企業・個人に対し「霧島市森林炭素マイルージ交付金」を交付した。</p>
<p>5. 2020年度施策の取組方針</p> <p>■「霧島市ごみ減量化・資源化の具体的取組」を出前講座や研修会等で市民に周知を行い、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行う。</p> <p>■ごみ分別辞典の冊子（ごみガイドブック）の改訂版を作製のため、品目の確認を行う。全戸配布を目指し、ごみの排出等に関し、市民への意識啓発を図る。</p> <p>■一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設の管理運営を適切に行う。</p> <p>■新たなごみ処理施設の整備を円滑に進める。</p> <p>■霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの対象設備となる1MW以上の太陽光発電設備について、事業者と関係課との協議を行い、関係法令の遵守及び環境等への配慮、防災対策の徹底など、適切な計画、設置及び管理が行われるよう事業者の指導に取り組んだ。</p> <p>■造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図るとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、地球温暖化対策の取組を促進する。</p>	<p>6. 2021年度施策の取組方針</p> <p>■霧島市ごみ減量化・資源化の具体的取組について、出前講座や研修会等の開催を通じて市民に周知を図り、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行う。</p> <p>■ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のごみステーションの利用を促進する。</p> <p>■一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設の管理運営を適切に行う。</p> <p>■新たなごみ処理施設の整備を円滑に進める。</p> <p>■再生可能エネルギー発電設備の導入促進については、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン及び霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例に基づく適切な事業計画により、本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解も得られるよう指導・助言する。</p> <p>■造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図るとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、地球温暖化対策の取組を促進する。</p>

政策体系	政策No.	002	基本事業名	ごみの減量化・資源化	基本事業 主担当課	環境衛生課
	施策No.	002				
	基本事業No.	001				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

家庭ごみの減量化・資源化を推進するため、環境保全協会、地区自治公民館等と連携して、4R活動を推進し、資源の有効活用を図ります。また、市民自らが「ごみの排出者」であることへの認識を促すとともに、リサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきり等の普及啓発に努めます。さらに、事業者に対しては、リサイクル製品の製造、販売、使用等や4R活動の推進により廃棄物の排出抑制や減量化を促します。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■容器包装廃棄物の排出抑制の促進、容器包装を中心とする資源ごみの分別排出・分別収集・リサイクルの一層の徹底を柱とした「容器包装リサイクル法」が、平成19年度に改正された。
 ・4R推進の基本原則に基き、排出抑制と再使用を更に推進する循環型社会構築の推進。
 ・容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストの効率化。
 ・容器包装廃棄物の4Rの推進に係る国・自治体・事業者・国民・NPO等のすべての関係者の積極的な協働。
 ■2019年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、地方自治体においては、具体的な推進計画を作る努力義務が明記された。
 ■「容器包装リサイクル法」の省令が改正され、2020年7月からレジ袋が有料化される。

3. 2019年度基本事業の取組方針

■「霧島市ごみ減量化・資源化の具体的取組」を出前講座や研修会等で市民にさらなる公表をし、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行う。
 ■生ごみによるごみ処理施設の負担軽減及び経費節減を図るため、電気式生ごみ処理機の購入経費の一部を補助する「家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業」の周知に努め、生ごみのリサイクル及び減量化を推進する。
 ■市民や事業者に、ごみ分別辞典の冊子の活用を促し、本市の廃棄物処理の現状を周知することで、廃棄物の排出に関する意識啓発に努め、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図る。

4. 2019年度取組達成状況

■出前講座（7回）を通じ、「霧島市ごみ減量化・資源化の具体的取組」を初めとした様々な取組への意識を啓発した。
 ■電気式生ごみ処理機購入補助金申請者は、2018年度の21件に対し、2019年度は24件となった。今後も更なる周知に努め、生ごみ処理に対する意識を高めていく。
 ■使用済み電子機器等（小型家電）リサイクルについては、広報誌やホームページで積極的に周知出来なかった。

5. 2020年度基本事業の取組方針

■「霧島市ごみ減量化・資源化の具体的取組」を出前講座や研修会等で市民に周知を行い、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行う。
 ■生ごみによるごみ処理施設の負担軽減及び経費節減を図るため、水きり運動や生ごみ処理の意識啓発を行う。電気式生ごみ処理機の購入経費の一部を補助する「家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業」の周知に努め、生ごみのリサイクル及び減量化を推進する。
 ■市民や事業者に、ホームページや広報誌を通して、本市の廃棄物処理の現状を周知することで、廃棄物の排出に関する意識啓発に努め、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図る。

6. 2021年度基本事業の取組方針

■霧島市ごみ減量化・資源化の具体的取組について、出前講座や研修会等の開催を通じて市民に周知を図り、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行う。
 ■生ごみによるごみ処理施設の負担軽減及び経費節減を図るため、水きり運動や生ごみ処理の意識啓発を行う。電気式生ごみ処理機の購入経費の一部を補助する「家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業」の周知に努め、生ごみのリサイクル及び減量化を推進する。
 ■市民や事業者に、ホームページや広報誌を通して、本市の廃棄物処理の現状を周知することで、廃棄物の排出に関する意識啓発に努め、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図る。

政策体系	政策No.	002	基本事業名	ごみの適正な排出・処理	基本事業 担当課	環境衛生課
	施策No.	002				
	基本事業No.	002				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

ごみの適正な排出を推進するため、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」等の周知啓発を行うなど、分別収集活動の支援に努めます。また、環境美化推進員や環境保全協会と連携して環境パトロールを行い、不法投棄の未然防止に努めます。さらに、ごみ処理施設等の適正な維持管理に努め、安定的で効率的な廃棄物処理を行うとともに、近年のごみ搬入量の増加や施設の老朽化等に対応するため、必要な措置を講じます。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、平成26年10月に携帯電話やデジタルカメラなど13品目を対象とした小型家電の回収事業を開始した。平成29年4月に更なるリサイクルの推進を行うため、資源ごみとして古布の回収を開始した。
 ■人口の減少や高齢化によりごみの発生量は減少が見込まれる一方、人口減により増加する空き家・空き店舗等を処理せざるを得ない状況が増え、処分責任（所有者等）が不明確な廃棄物が増加することが懸念されている。
 ■地域住民の共同体としての機能低下や高齢化によるごみステーション運営等が困難な高齢者の増加、地域から孤立する中、ごみを家に溜め込んでいくごみ屋敷の問題、不法投棄の増加などが懸念される。
 ■気候変動の影響により地球規模で災害が頻発・激甚化している。また、東日本大震災クラスの大規模震災の発生も懸念されている。このような災害時に発生する災害廃棄物の処理体制を構築していくことが求められている。
 ■平成15年4月から稼働している敷根清掃センターについては老朽化が進んでいるため、平成30年3月に施設整備に関する基本方針を定め、平成31年度から施設の更新に着手した。令和7年度からの稼働を目指している。
 ■清掃センターの更新に伴い、横川・牧園地区のごみ処理を国分・溝辺・霧島・隼人・福山地区のごみ処理と一本化するため、伊佐北始良環境管理組合からの脱退について協議を開始した。

3. 2019年度基本事業の取組方針

■ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のごみステーションの利用を促進する。
 ■災害時のごみ処理については、災害の規模に応じた廃棄物の仮置場の候補地の検討、迅速な収集運搬方法の研究など、災害発生に備える。
 ■不法投棄を未然に防止するため、広報誌等で不法投棄防止を呼びかけ、また環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを行い、発見した不法投棄については適正に処理するとともに、投棄者が判明した場合には関係機関と連携し適切な指導を行う。
 ■一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設の維持修繕を適切に行うとともに、環境基準を遵守する。また、さらなる住民サービスの向上やコスト削減を図るため、指定管理者制度を活用し適切な管理運営を行う。
 ■中長期にわたり安定的な施設運営ができるよう施設の維持・整備について検討を進めるとともに、敷根清掃センターの建替えについては、生活環境影響評価や基本構想・基本計画・基本設計、地質調査、測量・敷地造成等を進める。

4. 2019年度の取組達成状況

■新規集合住宅の事前協議時には、可能な限り既存ごみ収集所の利用を勧め、収集運搬コストの抑制が図られた。
 ■災害時のごみ処理については、内部検討は行ったものの、災害発生時の具体的な対応策の策定までには至らなかった。
 ■不法投棄多発箇所へ看板設置を行い、また環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを実施したことにより、不法投棄の未然防止、早期発見が図られた。また投棄者が判明した事案については、個別指導を行い、不法投棄の件数削減に努めた。
 ■各一般廃棄物処理施設において、安全管理の徹底や適切な維持修繕等が行われ、安全で安定した施設運営が行われた。大気水質等の検査においては環境基準を超える項目は無かった。指定管理者制度導入施設においては、指定管理者による適切な管理運営が行われた。
 ■新たなごみ処理施設の整備については、生活環境影響評価、基本構想・基本計画・基本設計、地質調査、測量・敷地造成設計等を行った。また、各施設については、引き続き長期的な維持管理について調査・研究を行った。

5. 2020年度基本事業の取組方針

■ごみ分別辞典の冊子（ごみガイドブック）の改訂版作製のため、分別品目の見直しを行う。全戸配布を目指し、ごみの排出等に関し、市民への意識啓発を図る。
 ■ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のごみステーションの利用を促進する。
 ■災害時のごみ処理については、災害の規模に応じた廃棄物の仮置場の候補地の検討を行い、災害廃棄物処理計画を作成し、災害発生に備える。
 ■不法投棄を未然に防止するため、広報誌等で不法投棄防止を呼びかけ、また環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを行い、発見した不法投棄については適正に処理するとともに、投棄者が判明した場合には関係機関と連携し適切な指導を行う。
 ■一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設の維持修繕を適切に行うとともに、環境基準を遵守する。また、さらなる住民サービスの向上やコスト削減を図るため、指定管理者制度を活用し適切な管理運営を行う。
 ■中長期にわたり安定的な施設運営ができるよう施設の維持・整備について検討を進めるとともに、新たなごみ処理施設の整備について敷地造成等に着手する。

6. 2021年度基本事業の取組方針

■ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のごみステーションの利用を促進する。
 ■災害時のごみ処理については、災害廃棄物処理計画を適宜見直し、災害発生に備える。
 ■不法投棄を未然に防止するため、広報誌等で不法投棄防止を呼びかけ、また環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを行い、発見した不法投棄については適正に処理するとともに、投棄者が判明した場合には関係機関と連携し適切な指導を行う。
 ■一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設の維持修繕を適切に行うとともに、環境基準を遵守する。また、さらなる住民サービスの向上やコスト削減を図るため、指定管理者制度を活用し適切な管理運営を行う。
 ■中長期にわたり安定的な施設運営ができるよう施設の維持・整備について検討を進めるとともに、新たなごみ処理施設の整備について敷地造成等を進める。

政策体系	政策No.	002	基本事業名	地球温暖化対策の推進	基本事業 主担当課	環境衛生課
	施策No.	002				
	基本事業No.	003				
1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）						
<p>本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解が得られた、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備について導入を促進します。</p> <p>また、環境教育・環境学習の充実や環境情報の提供などにより、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促し、家庭や事業所における温室効果ガスの抑制を図ります。</p> <p>さらに、間伐等により、森林の適切な管理を促進するとともに、地域住民や企業など、多様な主体による市民参加の森林づくりを推進します。</p>						
2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？						
<p>■地球温暖化は、経済社会活動、市民生活全般に深く関わることから、市民、事業者、行政が一体となって対策に取り組む必要がある最も重要な環境問題の一つである。</p> <p>■2018年3月に第三次霧島市地球温暖化対策実行計画を策定し、本計画の中で、2013年度に比べて10年後には14%以上の温室効果ガスを削減するの目標を掲げている。</p> <p>■再生可能エネルギーのうち太陽光発電は、固定価格買取（FIT）制度の調達価格が下がる傾向が続いており、発電制御も実施されていることなどから、今後は、大規模な太陽光発電設備（メガソーラー）の事業化は困難になると予想される。また、2019年11月以降は、FIT制度による（固定価格）買取期間が順次満了し、更に単価が下がると見込まれる。</p> <p>■地球温暖化への対策として、森林は二酸化炭素の吸収源として期待されている。</p>						
3. 2019年度基本事業の取組方針			4. 2019年度取組達成状況			
<p>■クールビズや昼休み時の一斉消灯の実施などにより温室効果ガスの発生抑制に取り組むとともに、二酸化炭素の吸収源対策としての植林活動を実施し、地球温暖化対策に取り組む。また、低公害車導入支援事業に代わる新たな地球温暖化対策事業について検討を進める。</p> <p>■省エネモデル住宅の見学を通して、市民に対して省エネ対策の啓発や地球温暖化対策に関する意識向上を図る。</p> <p>■再生可能エネルギー発電設備の導入促進については、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づき、適切な指導を行うことにより、本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解も得られるように進める。</p> <p>■出前講座や環境学習を通して、市民の地球温暖化対策への意識向上を図る。</p> <p>■二酸化炭素吸収源対策として、造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。</p>			<p>■クールビズや昼休み時の一斉消灯実施、低公害車の導入支援（18台）による省エネ対策や温室効果ガスの発生抑制に取り組んだ。また、二酸化炭素の吸収源対策として10万本植林プロジェクトで2,200本の植林を行った。低公害車導入支援事業に代わる新たな事業については、2020年度において引き続き検討を行うこととした。</p> <p>■省エネモデル住宅の見学（8,596人）を通して、市民に対し省エネ対策の啓発や地球温暖化対策に関する意識向上を図られた。</p> <p>■霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの対象設備となる1MW以上の太陽光発電設備について、事業者と関係課との協議を行い、関係法令の遵守及び環境等への配慮、防災対策の徹底など、適切な計画、設置及び管理が行われるよう事業者の指導に取り組んだ。</p> <p>■地熱発電について、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例に基づき、掘削段階の事業計画1件を調査審議し、また、進行中の地熱発電事業について助言等を行った。</p> <p>■地球温暖化対策に関する出前講座（4回）、緑のカーテン普及啓発事業等の環境学習（2回）を実施し、市民の意識向上に取り組んだ。</p> <p>■造林補助事業等や森林環境税関係事業を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図った。また、地球温暖化対策の取組を促進するため、森林環境譲与税を活用し、県からCO2吸収量・固定量・排出削減量の認証を受けた企業・個人に対し「霧島市森林炭素マイレージ交付金」を交付した。</p>			
5. 2020年度基本事業の取組方針			6. 2021年度基本事業の取組方針			
<p>■クールビズや昼休み時の一斉消灯の実施などにより温室効果ガスの発生抑制に取り組むとともに、二酸化炭素の吸収源対策としての植林活動を実施し、地球温暖化対策に取り組む。また、昨年度で終了した低公害車導入支援事業や本年度で終了する10万本植林プロジェクトに代わる新たな地球温暖化対策の取組について検討を進める。</p> <p>■省エネモデル住宅の見学を通して、市民に対して省エネ対策の啓発や地球温暖化対策に関する意識向上を図る。</p> <p>■再生可能エネルギー発電設備の導入促進については、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン及び霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例に基づく適切な事業計画により、本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解も得られるよう指導・助言する。</p> <p>■出前講座や環境学習を通して、市民の地球温暖化対策への意識向上を図る。</p> <p>■造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図るとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、地球温暖化対策の取組を促進する。</p>			<p>■クールビズや昼休み時の一斉消灯の実施などにより温室効果ガスの発生抑制に取り組むとともに、2020年度の検討結果に基づき、新たな地球温暖化対策の事業化を目指す。</p> <p>■引き続き、省エネモデル住宅の見学を通して、市民に対して省エネ対策の啓発や地球温暖化対策に関する意識向上を図る。</p> <p>■再生可能エネルギー発電設備の導入促進については、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン及び霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例に基づく適切な事業計画により、本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解も得られるよう指導・助言する。</p> <p>■引き続き、出前講座や環境学習を通して、市民の地球温暖化対策への意識向上を図る。</p> <p>■造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図るとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、地球温暖化対策の取組を促進する。</p>			